

消防指令業務の共同運用に向けて

準備を進めています

問合せ 西入間広域消防組合 総務課企画財政担当 ☎295-0119

近年、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防事務の高度化による消防力の強化ならびに消防行政の合理化および効率化を図るため、全国的に消防指令業務の共同運用が進められています。

現在、毛呂山町では、越生町、鳩山町とともに3町で構成された「西入間広域消防組合」により消防業務が行われています。西入間広域消防組合についても、近隣の4消防（局）本部とともに消防指令業務の共同運用について協議をするため、令和元年度に協議会を設置し、令和3年4月16日に、埼玉西部消防組合飯能

4消防（局）本部の管轄エリア



共同運用のメリット

■ 局地的な災害時等での迅速な対応

災害情報の一元化が行え、迅速かつ効果的に相互応援協定の活用が可能となり、迅速な活動部隊の投入が可能となります。

■ 配置人員の適正化

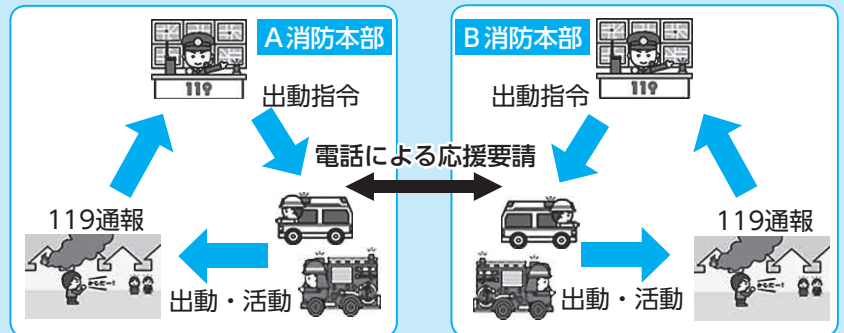
指令員の共同配置により、マンパワーを必要とする現場要員への配置転換が可能となります。

■ 関係機関との連携強化の向上

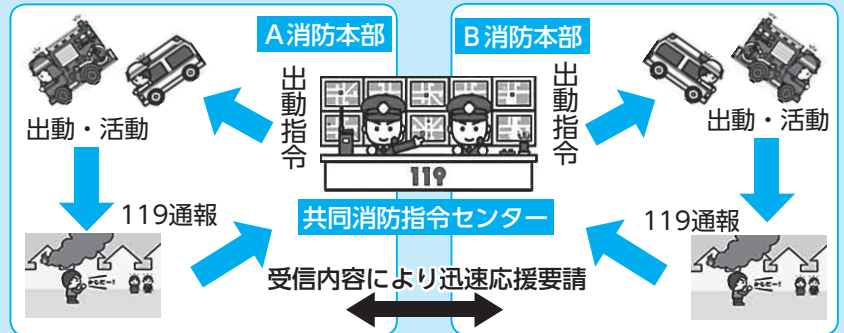
国や県、市町村間への報告や連携、さらに病院、自衛隊、警察、消防団、民間団体等、

日高消防署で共同運用の調印式が行われました（P8参照）。
現在、各4消防（局）本部で保有する指令システムを1か所に集約し、共通する指令業務を共同で処理するため、令和6年4月1日の運用開始に向けて準備を進めています。

■ 現行の消防指令業務…消防本部ごとで消防指令業務を行っている。



■ 共同運用後の消防指令業務…各市町の災害発生状況等を一元管理できる。



分野ごとの連携体制の構築を進め、災害への早期対応を可能とし、災害事案への対応力の向上が図れます。

■ 人材育成の充実

4消防（局）本部の職員が協働することにより、職員間の交流が活発化し、職務への意欲向上等の効果が期待できます。

■ 財政上の効果

複数の消防本部で多額な費用を要す消防指令センターを1か所に集約し、共同で整備することにより、単独消防本部では整備が困難であった高機能消防通信指令システムの整備が図りやすくなります。

詳細につきましては、西入間広域消防組合までお問い合わせください。

水道事業を考えよう

未来へ引き継ぐ 安全で頼れる水道をめざして



第63回「水道週間」 6月1日～7日

「生活も ウイルス予防も 蛇口から」をスローガンに全国的に実施されます。

問合せ

水道課業務係 ☎295-2112 ①161

10月1日以降の使用分から

水道料金が改定されます

令和3年10月1日以降の使用分から水道料金を平均改定率19・8%値上げさせていただきます。今回は、料金改定に至った経緯を「Q&A形式」でご説明します。
なお、下水道使用料は変更ありません。

Q. どうして、料金改定が必要なのでしょう？

A. 今回の改定は、消費税率等改正による改定を除き、平成13年4月以来の値上げ改定となります（平成20年には一般家庭を対象に約15%の値下げを実施しています）。

公営企業である水道事業は、独立採算制を基本原則とし、その事業費のほとんどを水道料金でまかなっています。本町水道事業の基本計画である「経営戦略」を平成30年3月に策定した結果、現在の水道料金では令和2年度に収益的収支の純損益が赤字となる試算でしたが、現状は令和元年度において、当年度純損益が700万円の赤字となっています。

水道事業経営の健全性の確保と老朽化した水道施設（浄

水場や水道管など）の更新や耐震化などの事業費、災害の発生時に備える資金を確保するため、今回の料金改定となりました。

Q. 今、基本料金の減免をしているのに、値上げするのはどうしてなのでしょう？

A. 令和2年10月検針分から、水道料金の基本料金を減額して請求させていただいています。これは、新型コロナウイルス感染症の影響による経済的な負担を軽減するための町独自の支援策の一つで、国からの交付金を活用して実施しているものです。

水道料金の減収分は町の一般会計から全額補助されています。水道事業の経営に余裕がなくなってきている取り組みではありませんのでご理解ください。

ださい。

Q. 水道料金は、なぜ市町村ごとに違うのですか？

A. 水源の種類や地形などの地理的要因によって水道水を作って届ける費用が異なります。また、人口密度や需要構造の違いによる社会的要因も大きく影響しています。そのため、皆さんにご負担いただく水道料金も違うのです。

当町は、口径20ミリで1か月あたり20立方メートル使用した場合、現在は県内55団体のうち、安いほうから数えて17番目ですが、改定後は35番目となる見込みです（令和元年度決算統計調査）。

Q. 実際に値上げされた水道料金の請求が始まるのはいつからですか？

A. 料金改定は、令和3年10月1日ですが、10月以前から使用している使用者は経過措置がありますので12月の検針からで請求は令和4年1月からです。

水道課のホームページでもご案内していますので、ご覧ください。